

東かがわ市告示第**57**号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から3週間東かがわ市事業部建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月**31**日

東かがわ市長 上村 一郎

整理 番号	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				計画幅員 (m)	延長 (m)
1024	湊川線	東かがわ市白鳥484-10地先から 東かがわ市白鳥525地先まで	前	6.1 ～ 10.1	82.0
			後	6.4 ～ 28.6	